

本書の利用に当たって

本書の対象とする支援制度は、原則として平成21年4月1日現在、各課所で所管している市町村等に対する支援制度としました。

用語の定義については、次のとおりです。

1. 「市町村等」

市町村、一部事務組合、広域市町村圏組合、大都市周辺地域広域行政圏協議会及びまちづくり協議会

2. 「支援制度」

補助金制度、融資制度その他の人的支援を含むすべての支援制度

なお、県費によるもののほか、外郭団体による市町村等に対する支援制度で、県に相談窓口があるものを含む。

3. 「県費単独補助金」

法令の規定ではなく、県の補助要綱等により任意に交付又は追加交付する補助金（下記説明図の①～③に該当する県費単独補助金）

なお、市町村等と併せて市町村等以外の団体を補助対象としている補助金を含む。

4. 「外郭団体」

国又は県が出資している団体

【県費単独補助金説明図】

